

答 申 第 2 4 0 号
平成30年11月19日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年11月12日付け岐阜市民市第298号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜市では、住所を分かりやすくするため、順次住居表示を実施している。

鷺山地区の一部の区域において、同一地番の土地上に多数の家屋が存在しており、これらの住居表示が同一になっていることから、当該各家屋に個別の住居表示を設定している。具体的には、鷺山の約300世帯存在している同一住所の世帯（鷺山1769番地2が約250世帯、鷺山1768番地5が約50世帯）とその周辺世帯（約380世帯）（以下「対象世帯」という。）を「鷺山南〇番〇号」と表示する。

この住居表示の実施に伴い、岐阜市市民生活部市民課が保有する個人情報に関係機関に提供するものである。

(2) 提供する保有個人情報

対象世帯に属する者の氏名（(3)アに掲げる関係機関にあっては、世帯主の氏名に限る。）及び対象世帯の新旧住居表示

(3) 提供先となる関係機関

ア 岐阜県警察本部、岐阜北警察署、岐阜南警察署、岐阜中警察署、岐阜羽島警察署及び岐阜市消防本部

イ 岐阜北税務署、岐阜南税務署、岐阜県税事務所及び岐阜県自動車税事務所

2 意見

適当なものと認める。